

6 小康期

<p>発生状況：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2) 大流行は一旦終息している状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済への影響から早急な回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、国の行う第二波の発生の早期探知に協力する。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 危機管理組織(実施体制)

(1)-1 対処方針の変更

国の小康期の基本的対処方針及び県の対処方針の変更にもない、本市の対処方針を変更する。(全部署)

(1)-2 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。(全部署)

(1)-3 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされたときは、特措法に基づかない任意設置に移行する。
県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。(全部署)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 国際的な情報収集

国等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。
(情報班)

(2)-2 サーベイランス

通常のサーベイランスを継続する。(情報班)

再流行を早期に探知するため、必要に応じ、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(学校教育班、関係各課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(広報班、関係各課)

市民等から寄せられた問い合わせをとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(情報班、関係各課)

(3)-2 情報共有

国、県、関係機関等との双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。(情報班、関係各課)

(3)-3 相談等の体制の縮小

状況を見ながら、相談等の体制を縮小する。(救護班)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(救護班)

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(救護班)

(5) 医療

(5)-1 医療体制

県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に必要な応じて協力する。(救護班〔主管課：健康増進課〕)

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要な応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(全部署)

(6) 社会・経済機能の維持

(6)-1 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(全部署)

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

業務の再開

- ・県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続して行くことができるよう、必要な支援を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。